

令和2年5月1日

生徒・保護者の皆様

島根県立大田高等学校
校長 渡邊 宏志

5月7日（木）以降の対応について（お知らせ）

新緑の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に対しまして御理解と御支援をいただきありがとうございます。

さて、現在新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る臨時休業について、当初の予定では、5月6日（水）までとしておりました。しかしながら、緊急事態宣言の延長が政府で検討される中、島根県教育委員会は、県立学校の教育活動の再開に向けての対応について、政府の方針を受けて、大型連休終盤に各校に通知することとしております。このような状況の中、本校における5月7日以降の対応について、下記のとおりとしましたので、御理解、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、県教育委員会の正式な通知後改めて、その後の対応についてマメール、ホームページでご連絡します。

記

1 臨時休業期間の延長を決定した場合

5月8日（金）を分散登校による登校日に設定し、各HR教室にて、健康観察、臨時休業中の課題の回収、点検および新たな課題の指示等の時間に充てる。

- 1) 1年生及び3年生
HR活動 8：40～（最大 9：30で放課）
- 2) 2年生
HR活動 14：00～（最大 14：50で放課）

2 5月7日（木）以降の学校再開を決定した場合

5月7日（木）は生徒は、休業日とし、5月8日（金）から学校再開とする。

8日（金）については上記1と同様の分散登校をし、健康観察、臨時休業中の課題の回収、11日（月）からの授業および学校行事等の確認をする。

- 1) 1年生及び3年生
HR活動 8：40～（最大 9：30で放課）
- 2) 2年生
HR活動 14：00～（最大 14：50で放課）

なお、1学期中間試験の中止の際にご連絡したとおり、5月9日（土）は、登校日を改め休業日とします。

※ 上記1. 2のいずれの場合も、発熱等風邪症状のある場合は、登校を見合わせ、自宅静養をお願いします。また、その旨学校へ御連絡ください。臨時休業が延長された場合には、家庭学習教材、諸連絡プリント等を郵送します。